

## Q

最近、新聞やニュースで監査法人による「監査」という言葉を目にします。学校法人や労働組合、政党、独立行政法人なども公認会計士による監査を受ける必要があるようです。公認会計士や監査法人が行う「監査」とはどのようなものでしょうか。



## A

今回は金融商品取引法の監査について例え話でご説明します(あくまで作り話です)。

A子は結婚紹介所で結婚相手を探すとします。A子は紹介所に登録している男性の開示情報(顔写真、年収、資産、借入の有無等)を判断材料にして相手を決めます。開示情報は自己申告です。A子は登録者の中から、B男とC太で最後まで悩みました。開示情報によるとB男の方が年収は高く、借入は無し。一方、C太は自営業であるため、銀行からの借入がありました。堅実なA子はB男を選びました。

しかし結婚後、B男は年収や資産を過大に申告し、借入を隠していたことが判明しました。A子は後悔しました。

そこで紹介所は、登録する男性は自身の開示情報について利害関係のない第三者に調査してもらい、その結果の証明書を入手することを義務付けました。証明書には、「適正」「一部を除き適正」「不適正」「意見不表明」の4種類があり、調査の結果がどれであっても開示情報に添付することが必要となります。

すると先程の例ではどうなるのでしょうか。開示情報によるとB男の方が経済状況はよく見えますが調査結果の証明書には「不適正」となっています。一方、C太は「適正」となっています。きっとA子の判断は変わってくるでしょう。

この例では、A子が投資家、結婚紹介所が証券取引所、登録男性が上場企業、開示情報が有価証券報告書等の財務諸表、第三者による証明書が監査報告書となります。公認会計士(監査法人含む)が監査手続きを実施することにより監査証拠を入手し、その結論としての監査報告書があることにより投資家が安心して大切なお金を投資できるようになっています。このように情報の信頼性を確保する「保証業務」が「監査」という仕事です。

## 公認会計士・税理士

### 会計を味方に、より強いビジネスへ

監査(会社法・学校法人等)／社外監査役  
／会計・税務のセカンドオピニオン／Due  
Diligence／業務の見える化／確定申告  
(法人税、所得税、相続税等)／起業される  
方もお気軽にご相談ください

御厨公認会計士・税理士事務所  
(公認会計士協会北部九州会所属・  
九州北部税理士会所属)

佐賀市神野東4丁目6-15  
AM9:00~PM5:00  
休/土・日曜日・祝日  
<http://www.mikuriya-accounting.jp>  
[info@mikuriya-accounting.jp](mailto:info@mikuriya-accounting.jp)

☎0952-33-1136

